


# パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和4年(2022年)11月29日

案件の名称	(仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例(素案)	
パブリックコメント手続実施の目的	「犯罪被害者等基本法」に基づく条例制定を検討しています。その素案を公表し、意見を募集します。	
実施部局名	人権文化部 人権施策室	
(問い合わせ先)	人権文化部 人権施策室 (電話:072-724-6720)	
パブリックコメントの対象となる資料	(仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例(素案)の概要	
参考資料	(1) 犯罪被害者等基本法 (2) 大阪府犯罪被害者等支援条例 (3) 箕面市犯罪被害者等見舞金支給要綱	
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ ( <a href="http://www.city.minoh.lg.jp/jinken/pub_come.html">http://www.city.minoh.lg.jp/jinken/pub_come.html</a> ) (2) 人権文化部人権施策室(稲 1-14-5、箕面市役所第三別館) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12 番窓口) (4) 豊川支所、止々呂美支所 (5) みのおライフプラザ (6) 西南生涯学習センター (7) 中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館 (8) らいとぴあ 21 (9) みのお市民活動センター ※(2)から(5)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(6)から(9)は、各施設の開館日、開館時間中	
意見等の提出期間	令和4年(2022年)12月5日(月)から令和5年(2023年)1月4日(水)まで(郵便の場合は消印有効)	
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付	LoGo フォーム QR コード 
意見等を提出できるかた	※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。) (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体	

意見等を提出する際の 必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称</p> <p>(2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地)</p> <p>(3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び 市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。</p> <p>公表期間:令和5年(2023年)1月下旬を予定。</p> <p>※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	<p>人権文化部 人権施策室</p> <p>住所 〒562-0015 稲 1-14-5 箕面市役所第三別館</p> <p>TEL 724-6720 FAX 725-8360</p>

# (仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例(素案)概要

## A. 総則

### 【目的】

- 1 基本理念、市・市民・事業者の責務、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本事項を定める。
- 2 総合的・計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の軽減及び回復を図る。
- 3 当該市民が平穩に暮らせる地域社会の実現に寄与する。

### 【定義】

- 1 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 2 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- 3 関係機関等 国、大阪府、警察、支援を行う公共的団体、民間団体等

### 【基本理念】 犯罪被害者等の支援は、

- 1 被害の状況及び原因、犯罪被害者等をとりまく状況その他の事情に応じて、適切に行う。
- 2 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行う。
- 3 市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進する。

### 【市の責務】

国・大阪府との適切な分担により必要な施策を総合的に進める。

### 【市民の責務】

- 1 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深める。
- 2 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する。
- 3 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める。

### 【事業者の責務】

- 1 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性について理解を深める。
- 2 犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努める。

## B. 基本的支援

1 相談・情報の提供等 … 日常生活・社会生活に関する様々な問題の相談に応じ、情報提供及び助言を行う。

2 見舞金の支給 … 経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行う。

3 日常生活の支援 … 日常生活を円滑に営めるよう、それが困難となった犯罪被害者等に必要な支援を行う。

4 居住の安定 … 従前の住居に居住が困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るため必要な支援を行う。

5 雇用の安定 … 就業が困難となった犯罪被害者等について、事業者の理解を深めることその他、必要な施策を行う。

6 安全の確保 … 二次被害及び再被害を防止し、安全を確保するため、必要な施策を行う。

## C. 支援体制の整備

1 市民・事業者の理解増進 … 犯罪被害者等の状況、二次被害の可能性その他、支援の必要性について広報・啓発等を行う。

2 民間支援団体との連携協力 … 民間支援団体に対し、市が実施する支援情報の提供等必要な連携協力を行う。

## I 条例の検討に至る経緯について

箕面市では、犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族や入院を要する傷病を負った被害者を支援するため、令和4年6月に「犯罪被害者等見舞金支給要綱」を制定しました。

しかしながら、見舞金の支給といった経済的支援だけにとどまることなく、支援内容の充実を図るため、総合的な支援策を盛り込んだ「(仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例」制定に向けて、検討を行っています。

## II 基本的支援の詳細について

### 1 相談及び情報の提供等

犯罪被害に関するワンストップ相談窓口を開設し、日常生活・社会生活に関する様々な問題の相談に応じるとともに、支援案内など必要な情報等を提供します。

### 2 見舞金の支給

現在の支給金額(犯罪被害者等見舞金支給要綱)である遺族見舞金(20万円)及び傷病見舞金(入院1日1,000円上限50日)を、現状に見合う金額、支払方法等に見直します。

### 3 日常生活の支援

#### ①カウンセリングの実施

犯罪被害者等の心の回復のために、専門機関のカウンセリングによる支援を行います。

#### ②ホームヘルプサービスの提供

犯罪被害により家事等を行うことが困難になったかたの自宅へ、ホームヘルパー派遣を行います。

#### ③一時保育費用の助成

犯罪被害により子どもの保育が一時的に困難になったかたに対し、一時保育を利用した場合の費用助成を行います。

### 4 居住の安定

#### ①転居費の助成

犯罪被害によりこれまでの住居に住むことが難しくなった場合に、新たな住居へ転居するための費用助成を行います。

#### ②家賃の助成

犯罪被害によりこれまでの住居に住むことが難しくなった場合に、新たな住居で生活するための家賃助成を行います。

## III 今後のスケジュール (予定)

令和4年12月5日～1月4日	パブリックコメント実施
令和5年1月下旬	パブリックコメント意見集約結果の公表
令和5年2月下旬	市議会に条例案を上程
令和5年4月1日	条例の施行